

## 一橋大学附属図書館所蔵『奎星帖』紹介

一橋大学附属図書館には『奎星帖』と題する貼り込み帖四十五冊が所蔵されている（請求番号X・X-1）。第一巻から第五巻までは縦三十二・〇糎、横二十二・八糎前後、第六巻から第四十五巻までは三十七・一糎、横二十六・五糎前後で、表紙は香色無地の厚手の紙。第一巻から第十巻までは左肩に、第十一巻から第四十五巻までは中央に題簽、上部に緑色で星座を摺刷し、その下に同色で摺刷した单枠のなかに「奎星帖」と墨書する。題簽の下方に「東京商科／大学之／図書印」という印記が押捺されている。また各冊右側に「第一号（一四十五号）」と墨書する。寸法の相違や表紙における題簽の位置の相違はこの貼り込み帖の作成が段階的に行われたことを示唆しているらしく思われる。内容は、若干江戸の資料を合

柏崎 順子

むほか、そのほとんどが明治期の商品の広告、商店の開店や売出しの広告、学校設立の広告、あるいは俳諧興行の案内、書画会の案内等の引札を主に、出版の広告、俳諧春興の一枚摺り、歌舞伎の番付や所謂見立て番付等の一枚摺をまじえた貼り込みである。このうちまず注目されるのは夥しい数の仮名垣魯文の引札が、印刷されたものばかりでなく、魯文自筆の原稿もまじえて貼り込まれていることである。嘉永六年（一八五三）夏、湯島恋坂に居を構えた魯文が「御談案文著作所」の看板を出して、引札や瓦版のほか、流行歌等の制作に従事し、二年後の安政二年（一八五五）十月二日に江戸大地震が発生するや、『安政見聞誌』を著わして際物作家の仲間に加わり、維新後、『西洋道中膝栗毛』や『安愚楽鍋』で成功し

て『仮名読新聞』や『いろは新聞』の主筆を勤める等、ジャーナリストとしても活躍したことは周知のことであろう。これほどまとまっていたの引札の出現によって、引札作者としての魯文の一面が明らかになることが期待されるのである。



一橋大学附属図書館所蔵『奎星帖』

魯文について目をひくのは守田宝丹の引札である。「宝丹」は文久二年（一八六八）に下谷池之端の守田治兵衛が売り出した気付け薬で、「守田宝丹」は治兵衛の屋号である。「宝丹」にちなんで『芳譚雜誌』を刊行したことは知られているが、『奎星帖』には宝丹作成の引札の他に「糸引名号の功德を説き併せて肉体出現の奇物を示す書」なる宝丹が作成した一文や、「毎月日勤予定日記」と題した刷り物等も貼り込まれており、治兵衛の事業家としての活躍の一端が明らかになることが期待される。『奎星帖』の作成者は魯文とも治兵衛とも交流があったようで、魯文の作成者宛書簡や守田宝丹の引札の案文であろうか、手書きの文書や作成者宛書簡も貼り込まれている。

今一人、新聞界、製薬業界に名を馳せた岸田吟香とも付き合いがあったようで、吟香の作成者宛書簡や吟香がへボンの処方でも売り出した洋式目薬「精綺水」の広告も複数貼り込まれている。吟香は号で、名は銀次、明治六年（一八七三）に東京日日新聞社に入社して、翌年日本人初の従軍記者として台湾へ渡航し、其の雑報は流麗な文章をもって洛陽の紙価を高めたと評判されたという。岸田劉生の父である。こうしてみると『奎星帖』の作成

者はジャーナリズムの世界と関係のあつた人物であろうことが容易に察せられるのである。

『奎星帖』の作成者は、会津若松出身の山寺清二(次)郎である。『奎星帖』第八冊に貼り込まれている人物伝の切抜き「会津 山寺菱仙」の項によれば菱仙通称清次郎は幼少のころより南宋画を学び、古銭・古瓦に興味をもつて骨董に親しんだという。明治十六年、東京に出て官途についたが、やがて辞して商業を営んだという。上京以前の経歴については『奎星帖』の裏張りに、柱に「元老院」と摺刷した事務用箋が用いられていて、その用箋に山寺の履歴が記されており、断片的にはあるが判明する。それによれば、山寺清二郎は安政元年甲寅八月生まれで、福島県平民、明治十年一月四日福島裁判所に月給五円で雇われ、同年五月二十六日、司法省から等外四等出仕を申し付けられている。東北大学附属図書館狩野文庫には、山寺が作成した書簡の貼り込み帖「懐人帖」三冊が所蔵されているが、その表紙には「太政官御用掛」と記載されている。そこで山寺が上京した明治十六年前後の『官員録』を調べてみたところ、明治十八年二月改正『官員録』の「賞動局 太政官内」の「御用掛准判任」

の項に「福島 山寺清二郎」という記載があつた。同年五月改正版『官員録』にも同様に記載されている。太政官は明治十八年に内閣制度が発足して廃止されるので、太政官御用掛を勤めたのは一年余りということになる。

山寺が上京した明治十六年は、自由党员河野広中や会津の農民が多数逮捕された所謂福島事件の翌年である。上京後も政治に関心を持ち続けていたことは張り込みのなかに「帝国議会開院式次第」や「東京法学院受講切符」等が散見されるところから明らかである。また同じく貼り込み自由党事務所から発信された封筒などがあり、山寺の政治的な交流が体制側とのそれのみではなかつたことがうかがえること等を勘案すると、上京は事件の影響とも考えられる。人物伝には思うところあつて野に下つたとあるが、その理由もこのあたりに起因するのかもしれない。

転身して始めた商売は味噌・醤油や酒の商いであつたらしい。貼り込みに味噌・醤油・歯磨き粉・牛乳・紙問屋等の引札が多いのはそのあたりの事情に由来するのであろう。その後、明治二十一年に磐梯山が噴火した際、翌年に山寺が発起人となり、各界の人々に寄付を募り、

記念碑を建立している。前述した仮名垣魯文・守田宝丹・岸田吟香はもとより、尾上菊五郎・市川団十郎をはじめとする歌舞伎役者や、三遊亭円朝をはじめとする噺家、魯文と同じ花笠文京門の若菜貞爾等多数がこの事業に賛同している。明治二十四年十一月には奎星館を設立している。『奎星帖』第十四号所収「奎星館 設置之要旨」によれば、要は収集した書画・骨董を陳列した、言わば私立博物館のようなものではなかったかと推測する。貼り込まれている山寺清二郎宛書簡の宛名から所在は東京市小石川区掃除町二十九番地であることがわかる。山寺は明治二十三年に『大日本名士伝』を、同二十四年に『東京商業会議所会員列伝』を出版しているが、その発行所聚玉館の住所も小石川区掃除町二十九番、即ち奎星館と同一の番地である。貼り込み帖に『奎星帖』と命名したのは奎星館設立後のことであろう。ちなみに、貼り込まれている山寺宛書簡の宛名書きによれば、上京する前の山寺の住所は福島県下岩代国北会津郡若松本六日町であったという。『山形市史 下巻』（昭和五十年、山形市発行）をみると、明治二十二年の第一回山形市会議員に山寺三郎という人物がいる。住所は七日町なので清二郎と

は別家だろうが、何らかの姻戚関係にある人物ではなからうか。また『明治過去帳』（大植四郎、東京美術刊）には山寺清三郎の項があり、慶応三年生れ、梅龕と号し明治二十六年八月二十六日没とある。『奎星帖』第三十六巻には山寺清三郎の死亡広告が貼り込まれているが、これによれば清三郎の死亡は明治二十六年八月十七日である。名前から推してあるいは舎弟かもしれない。

本稿は貼り込みのなかから目にとまったものを抜き出して翻印・翻刻紹介するが、山寺清二郎の活動にかかわる資料はできるだけ取り上げることにした。また若干ではあるが、江戸期の資料もある。その一つに『新板／英鬢名護屋』という黒本（青本）中巻の題簽がある。上巻題簽は大東急記念博物館所蔵『新板英鬢名護屋』に存し、下巻題簽は『青本題簽集』に掲載されているが、中巻の題簽はこれまで所在が確認されていない旨、木村八重子氏から御示教いただいた。現時点で天下一枚の貴重な資料である。これら江戸期の資料は写真で掲載することにした。漢字の旧字体は新字体に改めた。

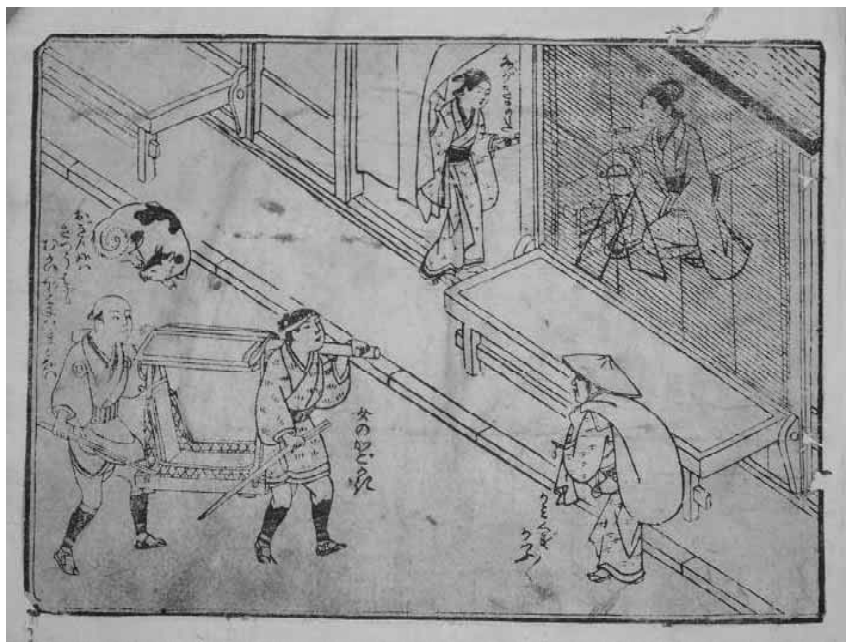
【第一号所収 影印】  
新板英鬢名護屋



【第二号所収 影印】  
傘屋のつれびき



【第二号所収 影印】



COLLYRIUM

【第三号所収 翻印】

この御めぐすりハアメリカの名医平文先生より直伝の妙方にして世にありふれたる売葉の類にあらず

第一ちめ、ただれめ、はやりめ、のぼせめ、つきめ、目ぼし、むしめ等一切の眼病によし

但シそこひ、とりめニハきかず

目 精 錡 水

つねぐ、此葉を用ゆれば目あきらかにして眼病をわづらふ事なしいづれもけのやわらかなる筆にてあき、ひる、ばん、と日に三度づつ目のうちにさすべし

東京 銀座二丁目一番地

岸田吟香謹製

【第四号所収 翻印】

洒落懇化会

人間洒落をしらずバ開化のなたるを知る能ハす洒落あるもの洒落に来て洒落に帰る帰へれば来る車輪の回転すると一般嗚呼洒落た浮世なるか難「洒落てこそ迷ひの路ハひらくとも洒落ずバいつも迷やちまた」と洒落能多をうたひ思ひつきたる会なれば洒落懇化会とぞ申升扱能好くと来たたまふハ貴き賤きへだてなく老若男女つどひより洒落て暮して洒落三昧俱に楽しみ睦みあひ社会の情態悟らしめんとこの洒落ごころなり江湖の諸君知るも知らぬもをしなへて此会を賛成面白がり洒落に能好々来ませんことを望む

但し 会場洒落の嘶し又ハ滑稽の落語あり

会場政事めきたる嘶し御断る

会場へ洒落趣向御出品勝手次第

発会毎月二回 七月十日初開

会費金十銭

会場 中洲枕流館

六月

幹事

補助

【第四号所収 翻印】

貸本規則

第一條 本館ハ当分ノ内訳書漢籍經濟小説雜誌政治哲學等ノ類ヲ安価ニ貸本ス

第二條 貸本日数ハ書籍ニ依テ區別アレ共二日以上二十日以内トス

第三條 貸本ハ惣テ相当ノ保証金ヲ預リ置キ書籍返却ノ時保証金ヲ返戻ス

但シ従来ノ御得意方及ヒ数度御覽ノ御方ヘハ保証金ヲ要セス貸渡シ候事

第四條 一家ノ戸主及ヒ下宿屋ノ主人ヨリ保証アルトキハ保証金ヲ要セス貸渡ス

第五條 見料ハ惣テ前金ニ申受候事  
但シ保証金アル分ハ此限りニ非ス

第六條 一ヶ月金二十錢前金ニテ御払ヒノ方ハ特別借覽人トシ当館ニ在ル書籍ハ何度タリトモ引換ヘ一

ヶ月間御随意ニ御覽アルベシ

但シ冊数并ニ保証金ノコトニ付別ニ細則アリ

第七條 端書ニテ書名御申込ノ節ハ早速配達致シ候事

但シ二日以内ニ配達セサルトキハ其書籍ハ差支アルモノト御承知アルヘシ

遠方配達ノ向ハ二日以上借覽ノ方ニアラサレハ配達セス

第八條 書籍ノ紛失破損樂書評点又貸シ等ヲ為セシトキハ相当ノ償金ヲ申受ルモノトス

第九條 書籍目錄及ヒ貸本規則入用ノ方ハ郵券ニ錢封人御申込アレハ送呈ス

第十條 本館ハ万端借覽人ノ手数ヲ省キ便利ヲ旨トシ貸本ニ応スヘシ

神田区五軒町四番地(焼跡)  
写真屋ノ隣リ

明治二十一年五月

共益館

【第五号所収 翻印】

花笠文京伝

奇人亦多矣。有<sub>二</sub>豪<sub>一</sub>而奇<sub>ナル</sub>者<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>諧<sub>シテ</sub>而奇<sub>ナル</sub>者<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>奇<sub>シテ</sub>而自<sub>ラ</sub>高<sub>ナル</sub>者<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>奇<sub>而自<sub>ラ</sub>汗<sub>ス</sub>者<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>文京翁<sub>一</sub>。諧而奇。而自<sub>ラ</sub>汗<sub>ス</sub>者<sub>一</sub>。翁生<sub>二</sub>儒家<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>屑<sub>ニ</sub>躬<sub>行<sub>ト</sub>セ</sub>。好<sub>二</sub>院本度曲<sub>一</sub>。而自<sub>ラ</sub>汗<sub>ス</sub>者<sub>一</sub>耶。</sub>

數上戲台。父怒絶之。翁不似為<sub>レ</sub>意。出<sub>テ</sub>客<sub>ヲ</sub>于<sub>ニ</sub>蜀山人<sub>ノ</sub>許。山人戲<sub>レ</sub>曰。卿<sub>カ</sub>風丰。類<sub>レ</sub>戲子<sub>ノ</sub>持<sub>ニ</sub>花笠<sub>ニ</sub>而舞者。翁大<sub>ニ</sub>悅<sub>ニ</sub>曰。弟子<sub>ノ</sub>獲<sub>ニ</sub>佳目<sub>ニ</sub>矣。遂<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>花笠<sub>ヲ</sub>為<sub>ニ</sub>称<sub>ニ</sub>云。山人有<sub>ニ</sub>小妻<sub>ニ</sub>。翁誘<sub>レ</sub>之。山人割<sub>キ</sub>愛。併<sub>セテ</sub>遂<sub>レ</sub>之。翁於是入<sub>ニ</sub>劇部<sub>ニ</sub>。為<sub>ニ</sub>狂言作者<sub>ニ</sub>。旁<sub>ラ</sub>著<sub>ニ</sub>小説<sub>ニ</sub>。多<sub>ク</sub>籍<sub>ニ</sub>名<sub>ヲ</sub>名<sub>ヲ</sub>優<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>行。故<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>三芝居士<sub>ノ</sub>三界行者<sub>ノ</sub>等別号<sub>ニ</sub>。然<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>少<sub>シ</sub>通<sub>ニ</sub>經史<sub>ニ</sub>。伝奇過<sub>キ</sub>高。不<sub>レ</sub>適<sub>ニ</sub>時好<sub>ニ</sub>。常<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>部中<sub>ノ</sub>所<sub>レ</sub>輕侮<sub>ニ</sub>。翁積<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>平。天保癸巳。著<sub>ニ</sub>妙々癡談<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>癸<sub>ニ</sub>院曲<sub>ノ</sub>隱事<sub>ニ</sub>。衆大<sub>ニ</sub>怒。停<sub>ム</sub>其出<sub>ニ</sub>人<sub>ノ</sub>三座劇場<sub>ニ</sub>。齡<sub>方</sub>五旬。先是。翁託<sub>テ</sub>名<sub>ヲ</sub>于<sub>ニ</sub>蜀山人<sub>ノ</sub>追福。將<sub>ト</sub>開<sub>ニ</sub>一大會<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>攫<sub>セ</sub>巨利<sub>上</sub>。人皆非<sub>レ</sub>之。官亦禁<sub>レ</sub>之。翁不<sub>レ</sub>特<sub>ニ</sub>失<sub>レ</sub>意。并<sub>ニ</sub>前債<sub>ニ</sub>。無<sub>シ</sub>可<sub>レ</sub>償。窮窘更<sub>レ</sub>甚。出<sub>テ</sub>匿<sub>ル</sub>浪華。數年潛<sub>ニ</sub>還。依<sub>テ</sub>書<sub>ヲ</sub>佔<sub>ニ</sub>甘泉堂<sub>ニ</sub>。儂<sub>ニ</sub>免<sub>ニ</sub>餓渴<sub>ニ</sub>。河竹其水。其知友也。為<sub>ニ</sub>勤<sub>ニ</sub>謝<sub>ニ</sub>。前過<sub>ニ</sub>。復<sub>タ</sub>為<sub>ニ</sub>狂言作者<sub>ニ</sub>。改<sub>テ</sub>称<sub>ニ</sub>豊島新造<sub>ニ</sub>。卜<sub>ニ</sub>居<sub>ニ</sub>淺草茅街<sub>ニ</sub>。常<sub>ニ</sub>代人<sub>ノ</sub>作<sub>ニ</sub>詩文歌謠<sub>ニ</sub>。及<sub>テ</sub>齋諧滑稽<sub>ノ</sub>諸戲<sub>ニ</sub>。因<sub>テ</sub>称<sub>ニ</sub>代作屋大作<sub>ニ</sub>。告<sub>テ</sub>之<sub>ニ</sub>江湖<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>求<sub>ニ</sub>糊口<sub>ニ</sub>。而業終<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>售<sub>レ</sub>。翁前後<sub>ニ</sub>三婦<sub>ニ</sub>。新陳<sub>ニ</sub>去<sub>ニ</sub>迎<sub>ニ</sub>。二女俱<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>身<sub>ヲ</sub>花柳<sub>ニ</sub>。殘衰<sub>ニ</sub>耿々<sub>ニ</sub>。乞<sub>テ</sub>哀<sub>ヲ</sub>所知<sub>ニ</sub>。輒<sub>ニ</sub>遷<sub>ニ</sub>寄<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>。或<sub>ハ</sub>一飯<sub>ニ</sub>斗米<sub>ニ</sub>。或<sub>ハ</sub>枵腹<sub>ニ</sub>數日<sub>ニ</sub>。最後徒<sub>リ</sub>深川佃巷<sub>ニ</sub>。寓<sub>ニ</sub>守街舍<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>終。年七十六。噫。翁<sub>ノ</sub>畢生<sub>ノ</sub>所<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>。諧也汗也。竟<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>失<sub>ニ</sub>其<sub>ヲ</sub>為<sub>ニ</sub>。奇也翁名<sub>ハ</sub>來甫。文京<sub>ハ</sub>其字。称<sub>ニ</sub>魯助<sub>ニ</sub>。江戶

人。東條氏。実<sub>ニ</sub>龍溪<sub>ノ</sub>男。琴台<sub>ノ</sub>兄也。

如<sub>レ</sub>電子<sub>ノ</sub>曰。奇者正<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>對。翁<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>行事。無<sub>シ</sub>一<sub>モ</sub>出<sub>ル</sub>于<sub>レ</sub>正者<sub>ニ</sub>。謂<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>奇人<sub>ニ</sub>。亦<sub>レ</sub>宜<sub>ニ</sub>矣。抑<sub>モ</sub>世<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>奇人。奇<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>生時<sub>ニ</sub>耳。如<sub>キ</sub>翁<sub>ノ</sub>則<sub>テ</sub>蓋<sub>ニ</sub>棺後<sub>ニ</sub>。人猶<sub>レ</sub>怪<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>奇異<sub>ニ</sub>。翁<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>沒。係<sub>ル</sub>井伊元老殞<sub>レ</sub>命<sub>ノ</sub>之日。都<sub>下</sub>騷擾。門人魯文。京鶴。拮据<sub>ニ</sub>買<sub>ニ</sub>柩<sub>ニ</sub>。昇<sub>テ</sub>到<sub>ニ</sub>菩提寺<sub>ニ</sub>。寺僧<sub>ノ</sub>曰。此人<sub>ハ</sub>為<sub>ニ</sub>父<sub>ノ</sub>所<sub>レ</sub>絕。安<sub>ソ</sub>得<sub>レ</sub>瘞<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>瑩域<sub>ニ</sub>。二人再<sub>昇</sub>出<sub>テ</sub>寺門<sub>ニ</sub>。雪泥<sub>ニ</sub>三尺。無<sub>シ</sub>可<sub>レ</sub>往。相謀<sub>テ</sub>付<sub>ニ</sub>諸<sub>ヲ</sub>茶毘<sub>ニ</sub>。納<sub>ニ</sub>遺骨<sub>ヲ</sub>于<sub>ニ</sub>谷中<sub>ノ</sub>永<sub>ニ</sub>久<sub>ノ</sub>禪寺<sub>ニ</sub>。法諡<sub>ニ</sub>齡<sub>ニ</sub>峯<sub>ニ</sub>魯鈍<sub>ニ</sub>。假<sub>ニ</sub>立<sub>ニ</sub>一片石<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>為<sub>ニ</sub>標<sub>ニ</sub>。戊辰<sub>ノ</sub>五月。戎馬<sub>ノ</sub>蹂躪。石<sub>ハ</sub>失<sub>ニ</sub>所在<sub>ニ</sub>。其後。魯文<sub>ノ</sub>窮甚。乞<sub>ニ</sub>文<sub>ヲ</sub>於<sub>ニ</sub>静軒居士<sub>ニ</sub>。為<sub>ニ</sub>師<sub>ノ</sub>建<sub>レ</sub>碑<sub>ニ</sub>。遍<sub>ニ</sub>募<sub>ニ</sub>旧故<sub>ニ</sub>。得<sub>ニ</sub>若干金<sub>ニ</sub>。乃<sub>チ</sub>拳<sub>ニ</sub>充<sub>ニ</sub>他債<sub>ニ</sub>。蓋<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>學<sub>ニ</sub>翁<sub>ノ</sub>所<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>者。歟。亦<sub>レ</sub>奇<sub>ニ</sub>矣。凡<sub>ソ</sub>物<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>終<sub>レ</sub>奇<sub>ニ</sub>。必<sub>ニ</sub>也。受<sub>テ</sub>魯<sub>ノ</sub>以<sub>テ</sub>正<sub>ニ</sub>。頃者魯文<sub>ノ</sub>來<sub>ニ</sub>云。先師<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>逝。既<sub>ニ</sub>二十七年<sub>ニ</sub>。一碑<sub>ハ</sub>未<sub>レ</sub>成。吾罪<sub>ハ</sub>無<sub>シ</sub>所<sub>レ</sub>遁。先生<sub>ノ</sub>幸<sub>ニ</sub>銘<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>墓<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>慰<sub>ニ</sub>地<sub>ノ</sub>下<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>靈<sub>ニ</sub>。吾將<sub>レ</sub>謝<sub>ニ</sub>往<sub>ニ</sub>時<sub>ニ</sub>于<sub>ニ</sub>江湖<sub>ニ</sub>。余<sub>ノ</sub>曰。善哉善哉。雖<sub>レ</sub>然。諛墓<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>文。我不<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>作。若<sub>レ</sub>佞<sub>ニ</sub>則<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>矣。直<sub>ニ</sub>書<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>聞<sub>ニ</sub>。以<sub>テ</sub>代<sub>ニ</sub>墓表<sub>ニ</sub>。

明治丙戌重三

如<sub>レ</sub>電居士<sub>ノ</sub>大槻修撰<sub>ニ</sub>文

建碑

仮名垣魯文

補翼

渡辺文京

鐫工

宮

龜年



【第六号所収 翻印】

⑦公共蔵文館図書交互閲覧法

一本館八目下歐西諸原書及ヒ新旧著訳書と漢書稗史小説類迄凡ソ五十余种ヲ備ヘ同盟者ヘ交互閲覧セシム●本館蔵置ノ内外万書之ヲ同盟者ノ共有トシ何書ニテモ其自宅ニ届ケ閲覧セシム●入館一株金一円（所持ノ書籍ヲ以テ株金ニ替ヘ入館スルヲ得）●本館ハ新板書アル毎ニ悉ク同盟者ノ投票ニテ買入閲覧ニ供スベシ●閲覧費ハ幾多ノ書ヲ見ルモ一ヶ月十銭●退館スルトキハ最初買入又ハ差入レノ図書ヲ何時ニテモ返戻除盟スベシ●利益ハ毎年二度配当ス●尚ホ本館ノ共有者トナリ図書交互閲覧スル詳細ノ規則ハ二銭ノ郵券ヲ投ゼラルルカ又來館アレバ進スベシ入館者ニハ別冊カタロクヲ呈ス

右ノ如ク相定メ日々書籍貸付巡回員流出為致候間入館御望ミノ諸君ハ巡回員又ハ本館ヘ直ニ御申越アレ取扱人差出可申候 十五日後の入館者ハ閲覧費半額ノコト

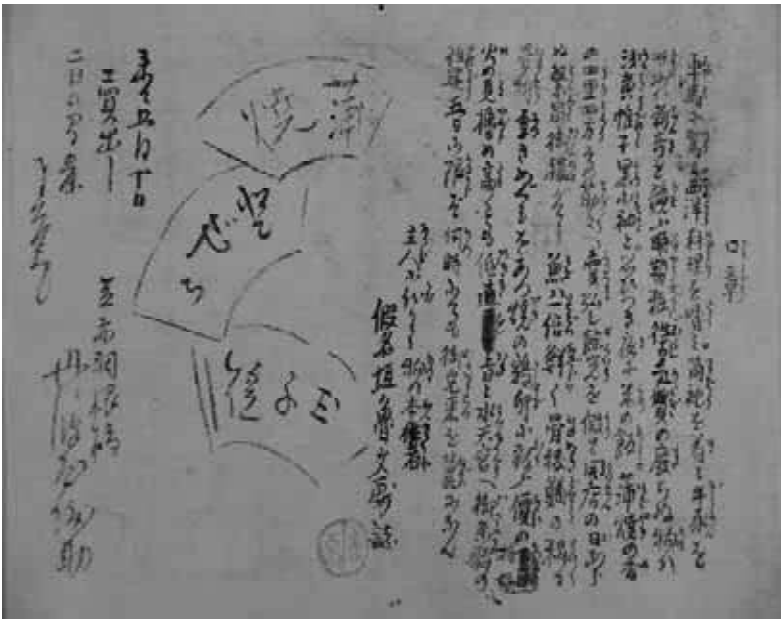
本郷区弓町一丁目二十番地

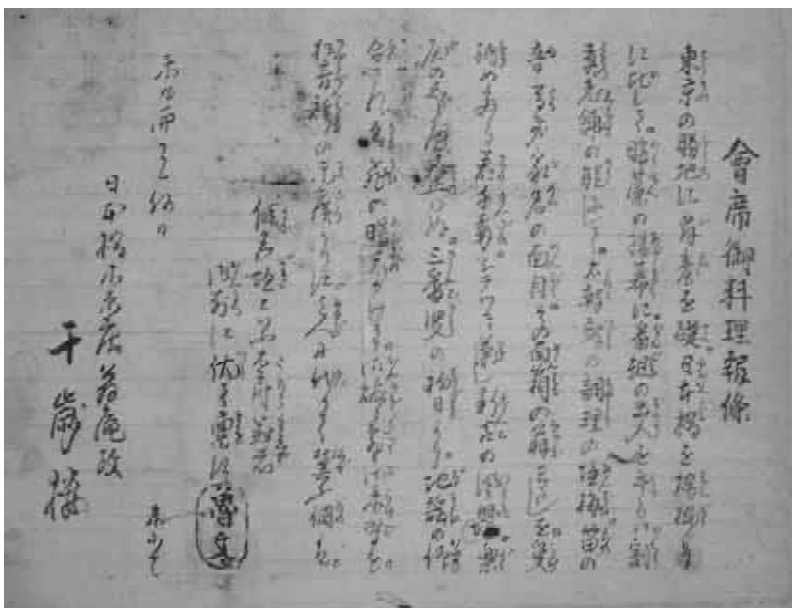
明治二十年一月改正

公共蔵文館

【第八号所収 影印】

魯文引札原稿





【第八号】所収 翻印・影印  
会津 山寺菱仙



通称精次郎会津若松の有志なり幼年より南宋の画を学び  
 描筆頗る風致を備へ又古銭古瓦を嗜好て骨董古物の癖あり  
 明治十六年より出京して暫く官途に就き惟ふ所ありて  
 野に下り商業を営みたまく友人の依頼を諾し己を得ず  
 鉄窓の下に呻吟す(その際詩歌あり略元)獄中の句に「声低  
 く鳴ときもあり郭公」出獄の後貴賤の別なく広く交際す  
 るを専務とし手簿に各記する所九千余人然も壯齡三十

四年故里の近傍磐梯山の噴火に惨死する者の為その遺跡とし該所に一大紀念碑を建設せんとし且一字の伽藍もを建立せんとて目下奔走中と

曩に監獄分署長たりし時「道ならぬ道とし知八けふより八直なる道を踏な違へそ」己れ獄に下りしとき「直なるも又曲れるもおのれまづ踏分てこそ人にとけ道

【第九号所収 影印】

河竹黙阿弥自筆文（仮名垣魯文の識語による）



【第十三号所収 翻印】  
磐梯山噴火紀念碑建碑建設慈善会

出席補助員

(次不同)

中川魯醒	前島和橋	夜雪庵金羅	〇	〇
菅原白龍	会田皆真	其角堂機一	歌沢 美知	松旭齋天一
田中智学	全亭おろか	桂花園桂花	歌沢美佐吉	帰天齋正一
大槻如電	川上鼠文	雷堂 龍吟	〇	〇
岩谷松平	内田茂文	阿心庵永機	市川 団八	西川伊三郎
大場学仙	袖垣右文	〇	市川 升藏	吉田国五郎
原田竹外	霧垣夢文	大石多久藏	〇	〇
西座真治	友垣以文	近松門左衛門	竹本綾瀬大夫	菊川 金喋
三好瘦石	梅垣佳文	〇	鶴沢 豊藏	坂東 喜代
馬島杏雨	山垣弥文	三遊亭円遊	竹本祖父夫	坂東曾代次
守田宝丹	〇	三遊亭遊三	鶴沢 蟻風	〇
永井素岳	尾上菊五郎	橘屋 万橘	竹本綾之助	福城駒太郎連
梅素 薫	中村 芝翫	橘屋橘之助	鶴沢 かつ	〇
梅延泉忠	成駒屋福助	橘屋円太郎	〇	〇
河鍋暁雲	沢村源之助	三遊亭円右	村越 滄洲	三 升 連
根本桃湖	市川権十郎	三遊亭円朝	宮 亀年	六 二 連

菅原竹侶 市川左団次 ○ 此見連

安藤広重 市川団十郎 談洲楼燕枝 雷 権太夫 水魚連

清水晴風 ○ 禽語楼小三 高砂浦五郎 ○

落合芳幾 伊藤 燕尾 古今亭今輔 ○ 桜川 善孝

○ 放生舎桃林 五明楼玉輔 本町 東助 松の家族中

広岡柳香 猫遊軒伯知 春風亭柳枝 安本 龜翁 松の家露八

河原風来 松林 伯田 ○ ○ ○

神谷彦作 桃川 燕林 歌沢家元芝金 しんは小安 小出重宝男

一筆庵可候 桃川 如燕 歌沢関太夫 榊原 鍵吉

本月三十日於江東井生村楼相催候間不論晴雨同日午前八時ヨリ御貴臨

アラシコトヲ奉希上候

明治廿二年六月

後見 若菜貞爾 仮名垣魯文

会主 会津 山寺清二郎

建碑賛成員 (いろは順)

岩谷松平君 大田園三君 神谷彦作君 山路迂狂君 金光寺信光君

石井桜夫君 大田信義君 片山末子君 松井滋雄君 菊池直道君

石井 專君 大林親賢君 河原英吉君 松林寅太君 由良守応君

井沢了全君 大橋盛一君 淡野急作君 松田敦朝君 三好鐘次郎君

飯田和仲君 大石多久蔵君 田中知字君 松本市太郎君 宮城三平君

岩田新吾君 太田精吉君 中林梧竹君 真飲英三君 三輪韶儼君

磯村登飛知君 大橋知伸君 中村宗孝君 藤田祐真君 滋野清彦君

早川 勇君 大谷 元君 村岡梅彦君 二見朝隈君 島田茂美君

服部誠一君 太田道太郎君 宇都純粹君 子守 菴君 島森禎祐君

西座真治君 鷲尾隆聚君 漆間貫字君 幸島桂花君 千河岸貴一君

二瓶貞蔵君 渡辺機文君 野田 進君 野田 桂君 広岡豊太郎君

堀田瑞松君 脇田栄太郎君 野村 直君 小谷野義明君 平出市兵君

保母国三郎君 渡辺 齋君 熊谷東洲君 安藤広重君 守田宝丹君

星 武次郎君 若菜貞爾君 工藤 平君 会田皆真君 菅原白龍君

大谷光尊君 仮名垣魯文君 山本貫通君 佐治実然君 ○

大内青巒君 神谷明信君 山口正雄君 岸万亀太君 扇明亭万助君

【第十四卷所収 翻印】

奎星館設置乃要旨

風雲花月、眼を過くれハ即空となり、廃冠故履、苟も存するあれハ情を動かす、夫れ廃冠故履ハ、固より風雲花月に勝れるにあらず、風雲花月ハ何ぞ廃冠故履に比すへきものならんや、只人情ハ物に随て動く、故に物あれハ

其人を懐ふ、況や其人愛好の繋り、手沢の存する器品什具に於ておや、予書硯飄然、都門に客遊し、台閣江湖の鉅公、文学技芸の名家、神道仏教の大徳を初め、才人名婦より、歌舞音曲の諸家に至るまで、知を辱ふするもの勝て数ふへからず、歳時に其門に詣り、音容に接せんと欲すと雖とも、惟日も足らず、花晨月夕、來臨を辱ふせんと欲すと雖とも、簷低く室陋し、何を以てか、高車駟馬の客を迎ふるを得んや、茲に於て予大に感ずる所あり、晨光熹微、庭除に趨るを得すと雖とも、其人の愛好する所、手沢の存する所を請ひ、一室に蔵め、暇時相見て、欽慕の情を黙識するに於ては、廢冠故履其物に対すと雖とも、未だ曾て風雲花月を弄ふに勝らすんはあらず、凡そ交遊を辱ふする諸賢、幸に予か請を容れ、用既に去り、復相隨ふを得ざる器品什具を、埃塵の厄より拯ふて、相恵するあらは、予の一片敬慕の心之に繋り、其左右に追隨して、永く懐ふて護ることなく、恩、恵、教、戒、訓、箴、愛、情を思ひ、身を慎み、知己に負かさらんことを期せんと欲す、且又之を貯ふること数年に及び、製作の変遷、工芸の沿革を知るの一端となるへし、果して然らば、此挙、月の秋、花の春、年々同しく、風の颯々、

雲の逢々、一去空となるの類を弄ふと、日を同ふして語るへきにあらざるなり、乃ち諸賢の用既に了るもの、予に在ては以て拱壁に比すへし、故に之を藏むる室を名けて、奎星館といふ、是則、五星奎に聚まるの意に取りてなり、

明治二十四年十一月 奎星館主少教正 山寺清二郎謹白

【第十四号所収 翻印】

稗史小説の御披露

末松謙澄 二宮熊次郎合訳

○谷間の姫百合 上巻 定価金四十銭

岡本武雄著

○王政／復古 戊辰始末 既刻 四冊

一の上 定価金五十銭 一の中 定価金四十

十五銭 一の下 定価金四十五銭 二の巻

定価金四十銭

宇田川文海著

○同窓／美談 青年の友 上巻 定価金四十銭

関直彦著

○開卷／驚奇 西洋復讐奇譚

第一定價金五十五錢第二定價金六十五錢

久松義典著

○代議／政談 月雪花 前編 定價金五十六錢 後編

定價金六十錢

高橋義雄記

○梨園の曙 一冊 定價金六十錢

春の屋主人 二葉亭四迷著

○新／編 浮雲 第一 定價金五十五錢 第二 定價金

五十錢

中根 淑著

○天王寺大懺悔 一冊 定價金十八錢

渡辺 治著

○鉄血政略 既刻 四冊 第一 定價金六十錢 第二

定價金六十錢 第三 定價金六十錢 第四 定價金四十錢

本多孫四郎記

○鮮血日本刀 上卷 定價金五十錢 下卷 定價金五十錢

末広重恭著

○政事／小説 花間鶯 出版 全三冊 上卷 定價金四

十八錢 中卷 定價金五十八錢 下卷 定價金五十五錢

甲田良造著

○色情哲学 一冊 定價金六十錢

依田百川著

○俠美人 第一 定價金三十五錢 第二 同金三十錢

尾崎行雄 尾崎行隆同記

○一読三嘆 全三卷 各卷 定價金二十五錢宛 別製本

合本定價金七十錢

市東謙吉筆記

○草葉の露 一冊 定價金四十錢

江口高達記

○結婚の枝折 一冊 定價金三十錢

中川 元記

○教育／美談 文華の燈 第一 定價金四十錢

山崎忠興記

○貴女／紳士 交際の朧 一冊 定價金三十五錢

久松義典著

○南溟偉蹟 前編 定價金四十五錢

谷口政徳著

○学芸／小説 翠紅奇縁 一冊 定價金三十五錢

鍵谷龍男著

○未来の面影 前編 定價金四十錢

春の屋主人閱 さがのや御室著

○ひとよぎり 一冊 定価金二十五銭

小宮山天香著

○涙の谷 一冊 定価金三十銭

久松操軒著

○残燈一点 一冊 定価金十五銭

桑原徳三郎著

○百嘆 一冊 定価金二十五銭

小林雄七郎著

○自由鏡 初編 定価金四十銭

春の屋主人閱 花園女史著

○藪の鶯 一冊 定価金三十五銭

末松謙澄閣 中島 嵩著

○逆巻浪夢の夜嵐 上巻定価金三十銭下巻定価金二十銭

松江釣史著

○時事／小説 室の早咲 上巻 定価金三十銭

相良常雄訳

○滑稽／狂言 双児の邂逅 一冊 定価金三十銭

依田百川 河尻実岑合作

○文覚上人勸進帳 一冊 定価金四十五銭

美妙齋主人著

○夏子立 一冊 定価金三十銭

東京日本橋区本町／三丁目十七番地 金港堂本店

大阪東区北久宝寺／町四丁目十二番地 金港堂支店

【第十六号所収 翻印】

明治二十五年三月七日読売新聞に／震災予防調査方法

取調委員の設置 (池ノ端／宝丹／施印) 朱印)

右の如く題せる論説中に(上略)此震災を前知せんと欲すること八実に困難なることに拘らず東西の学者が苦心して取調する所なるが(下略)云々とあり其学理に抛り之を発見することハ学者に譲り小生が弱年のころより試るみ来りたる一法を記して世に問ハんとす若し万一此理ありとせば震災及び身体保全の一奇術を得るものと云ふべし○江戸芝土橋丸屋町に質商山田屋清助と云ふ人あり小生年十四其家の丁稚となる安政二年乙卯十月二日夜江戸大地震あり此時小生瘰疽を患ひ主家の二階に病臥せしに俄に震動劇しく棚上にある三四の衣櫃臥床の上に落ちて身を圧す因て大に驚ろき声を発し救ひを求む時に主人

清助五十余才手に雪洞を提げ二階に來り扶け起す時に主人の容貌を見るに土蔵の壁間を過來り頭部より全身土灰に埋るが如きも挙止泰然言語平日に異なることなし小生ひそかに剛膽なるに敬服す震後人猶再震を懼れ地上に小屋を設け仮居す主家々人も亦た戸外に居れり主人大ひに叱咤して曰ハク何ぞ其臆病なる我れ誓つて再震なきを知れり速かに小屋を毀して本宅に歸るべし主人の意決するを見て家人恐懼未だ止ざるも強て内に入る後果して強き再震なし茲に於て皆主人の英断に感服せり後ち日を歴て主人一夜家人を集めて曰く我れ弱冠の時或る隱医の為に横傷の難を前知するの術を受たり此術たる其の身横死せんとする凡そ一昼夜前に於て必ず兆候を顯すものなりこれを試ろむるに先づ左りの手を以て奥歯の下にある動脈を診し次に右の手を以て左手の動脈を診するなり抑々人体の脈一身悉く同じく動くを以て常とすこれ平日無事の脈度なり若し此の頬と手との脈度を乱るときハ必ず一昼夜の内に身命を失なふべき大難あるの兆なりとす隱医常に言ることあり我れ壯年より日夜此の術を試む数年の後ち相模の海浜に一泊し將に臥所に就かんとするに先づ此術を施すに既に脈動の乱れたるあり大ひに驚

き從僕の脈を診す是又同体なりいよく驚き旅店の主人及び其の家族を試みるに皆共に變動を呈せり時正に天晴れ月光昼の如し海状常に異ならず然れども何か變あらんことをし速かに荷物を負て出で店後の山に登こと凡そ三五町脈始めて平日に復す因て此処に休息す旅店主人も亦共に來る晝に及び風無きに海中忽ち大濤を起し山の如く來りて海浜を浸し人家三五を漂流し去る既に之を目撃せし以來いよくその恐るべきを信じ日夜三四回此の試験を怠ることなし我れ此の隱医の言を信じ今日迄之を行へり故に十月二日の震災に遭へるも決して変死の患なきを確知し敢て怖懼の念を生ぜざりしなり小生此事を聞き直ちに之れを筆記し爾來三十七八年一日も此の試験を行なハざる日なし幸ひに心志泰然常に恐懼を覚へず既に客歳濃尾震災の同刻当地も亦強震あり小生忽ち脈度を驗して異変なきを知り静かに他人の狼狽するを見て氣の毒に思ひたる程なり夫れ真に此の理の有無ハ愚考の及ぶべき所にあらざれども嘗て我が主人の平素剛膽にして百事に驚懼せざりしハ必らず中心信ずる所あるに因りしならん蓋し濃尾の一震ハ実に天下人心を鳴動したり此時に當り我か主人の如く又隱医の術ありて之れを前知せし



人ありや小生好で奇言を吐て世を弄ぶものにあらず毫釐も人に益せんとするハ平生の願なり区々の微衷謹て識者の教を請んと欲し聊か見聞せしものを記せり博雅の君子是非の報知を賜ハらハ幸甚

明治二十五年壬辰三月

十世守田治兵衛父

東京市下谷区池之端

宝丹本舖

守田長祿翁敬白

〔宝／丹〕朱印

前文に対し親友野口勝一君の意見書

震災前知奇術御銘作拜承御説の如く学理の如何ハ何人も未だ発見致さざるべく候へ共洪水ある年にハ鳥ハ巢を高樹頂に作り火災あるに先だちてハ鼠先づ逃れ強風ある秋にハ鳳仙花等ハ根多く生ずと申す類ハ総て動植物にも自然感通力あるもの如し然れば人ハ万物の靈物を前知する事あるべきに然らざるハ理また尽さざる所あるに因れるならん私嘗て或人に聞しことあり人瞑目し手を以て静に目を推ときハ電光の如きもの見ゆ然るに將に死すべきの禍變あるの人ハ此採光を見ず或人嘗て獄中に在り將に死刑に処せられんとする罪人の上を試んと欲せしに

真逆に氣の毒に思ひ止たりと此等の事も蓋し何か抛る所ありしならん是も略脈度説と似たる所あり世に試し人ありやなしや兎に角に御説御広め被遊候ハバ種々の説も自然の実験より発見せし学理未到之説もあるべき事と思ハれ候

【第十六号所収 翻印】

品別花街の春雨

春雨に。蕭然濡るる鶯の。梅に初音の粹事は。些とも知らず寝過しに。蒲団をはぎのはね起きて。小窓を開れば。悄々と。軒の柳に燕の。笑顔さへ羞しく。頭かきつつまごつきて。今から帰るも極りが悪しと。呼ぶ卯酒の盃も。廻りは早菊の花染るや紅葉桜色松に甲斐なく霽れざれば。又流連と思ひきり。牡丹に蝶の色狂ひ。藤の花の鼻垂しと。譏らば譏れと云ふ所へ。客を帰した妓輩の。戯れながら寄集ひ。徒然詫る花合せに。団欒をなして引出すは。三筋の糸のそれならで。負けたるものは墨ぬられ。しがめ面して苦笑ひ。三筋四筋の春霞。薄と濃の争ひも。由縁色濃き紫の。霞か城の新廓。流石本場と聞えし丈。春夏秋冬夜昼の。解語花の百花園。色香争ふ花の数。八

十八のびん揃ひ。すべたはあらぬ花魁の。手練手管のうらおもて。多き中より吟味して。四季十二月に選抜は。なかく、無粋の拙者に。扱ひ切れぬ役なれども。今更手落しは叶はぬと。追はれて殆と絶体絶命。親が掛たる打出に、胴にもびき迄一枚に。まとめて見んと四光を凝し。指しで引たき心根も。先の相手は名にし負ふ。光り輝く花の君。場憶れにして彼是と。引そわづらふ赤顔も。おのが田へ引水知らず。誰にゑこひいきの洗ひぎらし。先是ならは兎に角に。片ひるきのはねけんなく。十一もこいつもよろしいと。我のみならで人もゆるすか。吉田の法師も「花は盛に月は隈なきをのみ見るものかは」といひけん。たてくふむしの好々あれば。廓通の丹君がた。見立違も番敷を。積まぬ野暮たとおぼしめし。よしなに訂正し賜へかしと願ふになむ。

明治二十二年弥生某の日 流連して春雨の徒然に。花合せの遊びにも倦き。紅筆かりて洒落かきの序に

月見や梅吉 たわぶれに誌す

松 (二月) 新盛楼 小しん

○解て子の日の妾や姫小松。引とは嬉しい春がすみ

春霞ひくや子の日の姫小松客を帰したそれ唐崎は蕭然濡るる夜の雨。ぬれて替らぬ縁の色千代の宿を定むるは鶴の首より長くして尾上隔てて松の葉の緑も深き太夫の位品も高き高砂の松

桜 (三月) 丸万楼 みゑ

○八重に咲のも勤の上き。心は一重の山さくら色つやも万つ吉野の山桜はでな葉桜江戸桜。霞の幕の濃薄間夫と客との八重桜。各こそつられ嵐山。ちるも苦界の仇桜。手毬桜の手管はあるとも。心は清き墨染桜。大和錦の春の曙

杜若 (五月) 角万楼 かね吉

○かけた八橋下ゆく水に。ぬれて色ますかきつばた浅くとも。清き流れの杜若。汀に立てる優姿わたりくるしき八橋の。下ゆく水に心をよして。あやめもわかぬ恋の闇。闇はてらさぬ螢火の。独り胸のみ焦しつづ君に見かへる花はなし。杜若に似たるあやめはありとも

萩 (七月) 新野々村楼 梅の井

○庭の玉萩露おきそめて。月も夜なく来て宿る  
たきそふる。露にしほるやかり衣。真袖にほふ玉萩の露  
の玉こそ光るなれ。風にやさしきなりふりも。つれなき  
伏猪の床となる。浮川竹のうきつとめ。野辺に乱るる  
女郎花曲るは習はぬ優柔さ。月も心を置ぬ夜ぞなき

菊 (九月) 金万楼 おてつ

○無理にすすめてつぐ盃も。ぬしの心をきくのはな。  
秋ふかく。匂ふや菊の色も香も塵の浮世にありながら。  
ちりに汚れぬしほらしさ。柔弱き枝の一もとに。節も操  
もいとかたく。露霜凌ぎ咲き出でて。菊の節会と賞らる  
る。誉れも高き花の君子千代のかざしの白菊の花

柳 (十一月) 中村楼 おます

○やなぎの糸筋結だ謎を。燕たのんでぬしへ遣る  
筒井筒。井筒にかかる青柳の。ふりはけ髪かみのそれならで。乱  
る糸いとのくるしさは。つれなき雨に袖そで絞しぼり。あだな風かぜに  
も打うなびき。開く眉まゆさへむすばほれ。とけぬ恨うらみの糸筋いとも  
とけて嬉うれしき君様きみさまを。繫かとめたる折をりもありなむ。

梅 (二月) 松嶋楼 こま

○待と来ぬ夜の片しく袖に。かをる梅が香人ぢらし  
色も香も。ともに優れし梅の花春に魁つけなげさよ。罪  
と知りつつ鶯うすを。なかつもつとめの是非もなく。朝の別  
れの露重つゆき。匂ひゆかしき睦言むつごんを。身に染くと辛抱しんぱうし  
て粹すみと云はるる実みを結むすぶ鶯宿梅うすどくばいを待たしやんせ

藤 (四月) 新野々村楼 かね吉

○客と間夫との二ある色に。そめたゆかりの藤の花  
妻木結むすぶ。藤の桂の桂男けいなんの。思はぬつるにからまるも。  
からむ縁ゆかりは未長みながく。なつかしゆかし。紫むらさのさめぬ色いろつや  
佐保姫さほひめの思おもひかけたる藤波ふじなみは。おしき名残なごりの後朝ごうあさに。人  
白藤しろふじの玉涙袖たまなみそでやしほらむほととぎす。

牡丹 (六月) 新盛楼 皆吉

○花の王よと云はるるだけに。色も香もふかみぐさ  
咲き出る。色さへ香さへ深見草曙ふかみくさあけぼのあだな梨なしの花。雨あめに悩なや  
める海棠たいほうも。色つやなきにあらねとも。朝日に残る夢ゆめの  
あと。風さへ匂におふ露つゆの玉たま。こぼるる情香じやうかうも高く。狂くるふ胡蝶こてつ  
も無理ならず。実に比ひびなき花はなの王おう。

月 (八月)

新野々村楼

小稻

○心くまなき最中の月に。まねぎ顔なる糸すすき  
照り曇り。邪魔のあるのも世の義理と。しばし人目を雲  
がくれ。時節松虫尾花の下に。啼て明せしきりくす。涙  
は結ぶ露の玉。その玉章をかきつらね。思ふ一筋雁りか  
ねの。つばさよして君さまへ。贈は真如の月の影

紅葉

(十月)

長嶋楼

お梅

○浮名立田に流るるもみぢ。赤きところを見しやんせ  
実ある。露の情の夕時雨。袂にうけて紅葉のいつはりな  
らぬ赤心を。染め出したるから錦。誰にや着せん恋衣。恋  
の山路に妻恋ふる声に隔ては啼く鹿の。添ねの夢も有明  
の月の名残や朝の露

桐

(十二月)

丸万楼

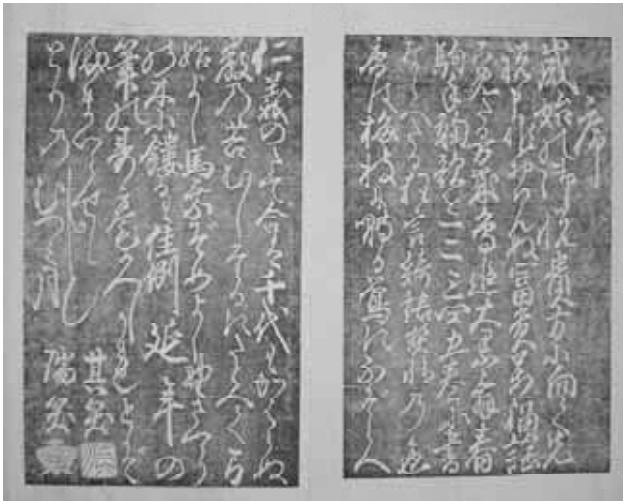
蝴蝶

○君よ合形桐下駄はいて。通ひ慣たる花街の途  
胸の内。割つて見せたき青桐の。それと覚えの下駄の音。  
よそに心を奥坐敷つきぬ口舌も恋の欲。身にしみ渡る朝風  
に。匂ふゆかりの紫の。乾かぬ露の花の色。霞にそむる

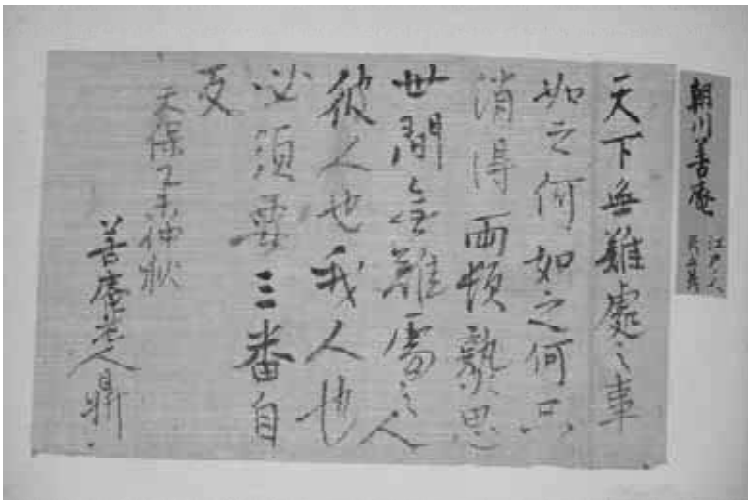
鳳凰の。しめり重げな諸羽袖

【第十六号所収 翻印】

(八文字屋) 其笑・瑞笑序文



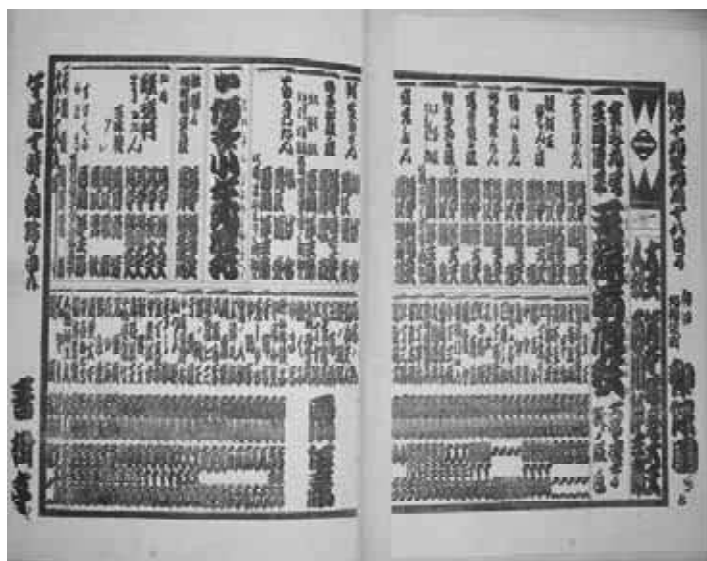
【第十九号所収 影印】  
朝川善庵書



【第十九号所収 影印】  
石川鴻齋書「祝鐵道雜誌新刊」



談醉首已回。千里長程定。  
 頃刻。朝遊星江坡。暮賞  
 嵐峽花。昨在南薩巷。今  
 未北海涯。我聞穆王八駿  
 適車輟。想是費許多時月。  
 子訓趨步二十里。子斧何餘  
 得成列。仙禽翱翔難負重。  
 未聞駕鵬翼。到窮髮。恨  
 踏楚滄海周。車路不復通外  
 別。何日隧太平洋下土。經  
 過米歐一周大地球。



【第二十号所収 影印】  
 浄瑠璃番付

【第二十六号所収 翻印】

生徒募集広告

- 一 本校今般神田表神保町一番地（洽集館ノ直裏）へ移  
転セリ此際一層教務ヲ拡張シ以テ修学者ノ便ニ供ス
- 一 本校教授ノ主旨ハ最モ速ニ独逸語ヲ談話シ且ツ独逸  
原書ヲ解読スルコトヲ得セシムルニ在リ
- 一 授業時間ハ是迄ハ重ニ夜分ナリシガ今度午前午後ノ  
二科ヲ増設シ教師モ今後本校ノ教授ニ専任シ一層丁  
寧懇篤ニ教授ス
- 一 本校ニハ業務上ニ依リ指支アリテ本科ヲ履修シ難キ  
者ノ為メ特ニ二人宛其所望ノ書ヲ教授スル特別科ア  
リ
- 一 本校ニハ別ニ文法専修科ノ設ケアリ卒業期四ヶ月ヲ  
以テ其要領ヲ了解セシム
- 但シ用書ハシエーツエル文法ニシテ右ノ期限ヲ以  
テ辞学ト文章学ヲ教授シ終ルモノトス
- 一 授業時間ハ左ノ如シ
  - 午前 七時ヨリ十二時ニ至ル
  - 午后 一時ヨリ三時ニ至ル
  - 夜分 五時ヨリ十時ニ至ル

但シ各科時間割ハ本校受付ニ揭示ス就テ見ルヘシ  
一 学費ハ左ノ如シ

束修 金五十銭

一ヶ月

授業料 金五十銭（十五日後入学スル者ハ其月

ノミ半額トス

寄宿生ハ右ノ外ニ

食料 金二円七十銭

塾費 金三十銭

今般通学生六十名（内初学生二十名）寄宿生八名入学ヲ  
許ス有志者ハ速ニ申込ムヘシ

但シ通学生ニシテ本科ニ入ラント欲スル者ニ限り来ル  
廿日迄束修ヲ免ス

規則ヲ望ム者ハ郵券二銭ヲ送付スヘシ

神田表神保町一番地（洽集館直裏）

私立独逸専修学校

【第二十六号 影印】  
 広告



【第二十九号所収 翻印】

奎星録

奎星録は巻中を五門に分ち第一美事府は人の嘉言善行を称揚して徳性を養ふ模範を垂るることを主とし第二五采組は五色の糸を組み成せるか如く絢爛妍麗人目を喜はしむるの組織となす第三奎星録は五星奎に聚まるの意に拠

り諸家より奎星館に寄贈せらるる物品に就き其來歴縁由を詳述し併て寄贈家の小伝を挙げ不朽を図るにあり第四玄幽談は幽冥鬼神の事を事実を徴し某年月日某所某人何々の事ありといふか如き談話を掲げ雨窓雪夜消閑の話柄に供し之に因り潜徳幽光を闡発して道徳を補翼するの一助となさんとす第五翰墨林は名家の詩文歌俳諧を集録し翰墨風流の林となす○要するに本書は時世輕薄の流風次第に浸染して道義善徳の將に頽隳せんとし祖先を忘れ長者を侮るものあるを嘆き之を匡濟せんと欲して起る所なり固より世の事を誇張して事實は広告の十分一にだも当らざるの類と異なり一卷を繙くときは自から無限の味あるを知るべし

発行所

東京市小石川区  
 掃除町廿九番地

奎星館

発売所

同神田小川町一番地

荒井商店

第一の巻は来る十月十五日発刊

毎月一回十五日発刊

○見本望の方は郵券四銭を送らるれば直に逕送すへし

定価一冊金三錢五厘



【第二十九号所収 翻印】

アームストン親子改良大曲馬第二回目芸題替へ

両国回向院地内興行ノアームストン社中八十月一日（土曜日）ヨリ古今未曾有ノ新芸と妙術ヲ取替へ目新ラシキモノ而已御覽ニ入升

開演中ト雖モ曲馬切符ヲ以テ動物ヲモ縦覽スルコトヲ得ベシ

アームストン社中第二回目ノ新芸ハ万国芸人中他に比類ナキ一種特別ノ技術ニシテ社員一層奮発シ從來ニ尚改良ヲ加へ左の新芸等ヲ差加へ御覽ニ入升連中総出中返リ芸競べ。ブロンデ女裸体馬飛乗り曲芸。有名ナル滑稽家ダン、フイリー氏茶番狂言。ダン、フイリー氏二本綱逆昇リ及遡サ下リ。マスタ、ジヨ子児童二匹馬木匠飛米国産驢馬曲乗り（看客中此ドンキニ乗ル人ハハ相当賞興スベシ）ダンフイリー氏立人曲及二重返リ。ジヨジ、アームストン氏勸善懲惡ノ早学文タル改良風俗ヲ馬上ニテ御覽ニ入升

座元アームストン氏ノ最モ熱心ニ馬ヲ教ヘタルコトヲ一見ニ供ス尚終リニ望ンデリクターベレト称スル有名ナル

演劇ヲ一見ニ供へ且充分馬ヲ馴ラシタル所ヲ看客ニ一驚ヲナサシメントス

当所八十月九日限りニテ閉場シマス故諸君早ク來賜へ

興行人 野呂藤助

曲馬師 アームストン

昼午后一時開場二時ヨリ

夜午后六時開場七時ヨリ

（葉研堀活版所印刷）

【第三十号所収 翻印】

東京発辰舎活版所

活版印刷廣告

国歩の進捗日に敏活を来し文運の歩武月に神徴を致し電氣、蒸氣、郵便、運輸の法又共に日一日の精巧敏速に赴くの觀あるハ共に隆治の大慶に頼る所に御座候就中新聞雜誌百般専門の書、著述益す其数を増し銀行、会社、商票、株券の類製作大に精妙の致を發明するに際し商戰、智戰、筆戰、論戰、文明的の戰場は、鋭きを筆鋒に磨き速なるを印刷に争ひ所謂の勝敗の機変を印刷の利器に決せさ

る可らざるは理勢当さに然り而も世上幾百此業を営む者徒らに古来奸商の旧套を襲ひ単に銖緡を街巷に争ふを知り実には経世の活略に暗く偶ま徒勞と失望を重ねて計を誤り機を失するもの滔々又皆然り豈夫れ痛ましからずや我舎之に憾あり則ち新に機器を精撰し専門の技手を増聘し全舎一心卓励風発真に文明の利器たるに愧つるなからんことを期す若其技術の靈妙にして神韻ある事務の敏活にして明確なる世上既に江東第一の評あり今敢て叡々自尊の嘲を買はず今や業務の拡張大に備ハる則ち謹むて之を江湖に告く伏て冀くハ事の細大備の多少を問はず一に御注文の愛を賜らば斯業の光榮は真に諸公の恩賜なり敬具

明治廿五年十月

発辰舎

佐波啓一

馬場六郎

追て些少の御用たり共葉書にて御一報被下ハ即日參郵可伺御用候殊に印刷仕上日限ハ左の通無相違御用并可仕間別て御眷顧奉願候

和漢欧文活版

仕上日限并二字型區別

雑誌、小説、統計表、書籍、商票、株券、免状、帳簿、

五百ページ以下ニシテ五千部以下ハ二日限製本仕上急送名刺、引札、筋書、請取、新聞雑誌の附録、一枚ニシテ一万枚以下ハ其日限仕上急送ス

木版銅版画入ハ上ノ期限二半日ヲ加フ

活版印刷書籍発売所

東京京橋区桶町十一番地

発辰舎仮事務所

同 第一工場

【第三十一号所収 翻印】

拝啓本校ハ今般麴町区富士見町四丁目明治義会夏期講習会ニ連帶シ同処ニ於テ本校臨時講談会相開キ来ル八月一日ヨリ向フ一ヶ月間毎日午後二時ヨリ四時迄彼邦最近ノ小説等ニ依リ専ラ支那現今ノ實際ニ於ケル風俗慣習其他社会各般卑近ノ事情ヲ説明シ之レヲ本邦力従来彼ノ高遠ナル経書歴史ニ見テ想像シアリタル所ニ对照シテ大ニ発明スル所アルノ用ニ供シ以テ大ニ対清ノ研究ニ益セシコトヲ計リ候右ニ付本校賛成諸君及ヒ其紹介アル有志諸君ハ随意（無料）御出席相成度此段及御通報候也

明治廿五年七月廿 日

支那語学校

殿

【第三十一号所収 翻印】

左の碑文ハ東白川郡常豊村大字塙に在るものにして同地ハ曾て旧幕府代官所の在りし所なり文中封元とあるハ寺西重次郎と云へる人にして専ら農政上に意を注ぎ兼て商工の業をも振起せしめたり又神仏を尊崇して神社仏閣を修補し或ハ教育を盛んならしめ頗る良吏の名あり今古老に向て同氏の事蹟を問へハ先づ涙を拭ふて後に其徳を語り出るに至れり如此金玉なる文章も片田舎にありて見る人の稀れなれハ記して同感の人に頒つ 三愼人

○ 誕育塚 寺西元榮誌外岡北海題額木村定良書

衣手の常陸国に隣する陸奥国のほとりハいつの頃よりのならはしにか民草の幼子あまたもたるハなりはひのたつきにたよりあしとて二人三人かほとハとりもあくれそれかあまりハうまれ出ると其ままかそいろの手つからともにうしないつつそをはつかはしともおにおにしとも思ハぬものより年毎に民草の絶々になりもてゆくままに荒廃

れたる田畑すくならず国のおとろへ行事かりそめのことならずなん有けるここに吾父翁封元寛政といふ年の四とせといふ年白河郡なる塙と岩城の小名浜とのあかたの事預りて万の事沙汰すへきよし仰事蒙り給ひしに始めて此国にくだりたまひて先づハらにたみの風俗を見聞たまひいと有ましくなげかはしきことにおほえ給ひて志をおこしつつかてわか沙汰するほとに此あしきならハし止させてむしかハあれととし久しく沙汰するにあらすハそのかひあるまじとて二十年か間ハ余所の県に移されす此まにすゑおかせたまひかつ其処に住て親しくものしたきよしおほやけにきこえあけられしにすへて申かまに御ゆるし蒙らせ給ひて寛政の五年といふ年うからやから引つれて塙の県に移り住玉ひてより暑さ寒さハものかハ雨をしのき雪をおかして四の時のわいためなく東西三日路にあまるあつかり所のたみの家居のありとある限り山に里にけちめなく軒ことに尋ね入つつ二十年余り三とせかはと聊もおこたらず賤のをたまきくり返しねむころにをしへみちひきときさとしまた公より申おろしてをさな子ひとりうまれいづれハ黄金一ひら二ひらつつ富ると貧しきとをハかりてあたへ給ひしに民のならばしやうくゝに

善かたにうつりもてゆきて教のまに／＼人の人たる道を  
弁へ数の子宝まうくるままにおふし立つつよこさまなる  
ふるまひするものハをたえの橋の絶てなき風俗となりて  
たみ草いやしけりにしけりししかハあれたる田畑も残り  
少くすきかへしたなつものゆたかにみのりみつきものす  
すみますことハかりしられすなむ有けるさて後ハ越の国  
よりあまたのおさな子をよひて人種の少き村里にあたへ  
糧をたくハへさせて貧しき年の料となし畑中にましハる  
おくつき所を改めさせたまふなとくさ／＼のことに至り  
てハ書もつくされすなむ有けるかくまめ／＼敷沙汰のき  
こえてやいぬる文化のみとせといふとしゆくりなくも公  
に召れて其まめなるいさををめてさせ給ふよしにて時の  
服に黄金そへてたまハせたまひまた打続て預り処をまさ  
せ給ひて文化の十あまり一とせといふとし回国なる伊達  
郡桑折の県へ移り給ぬ其年元榮も父の勤見習ふへきよし  
仰事蒙りておのれハ此塙に残り万の事父とともに沙汰す  
ることにそありける然るに文化十あまり五とせといふ年  
の春父翁大江戸にめされつつ是れ迄の預り所もそかま  
にあつけたまへなほ外の官をさへかねつとむへきよし  
しこきおほせこと蒙り給ぬかくて日ごとに大城の勤めい

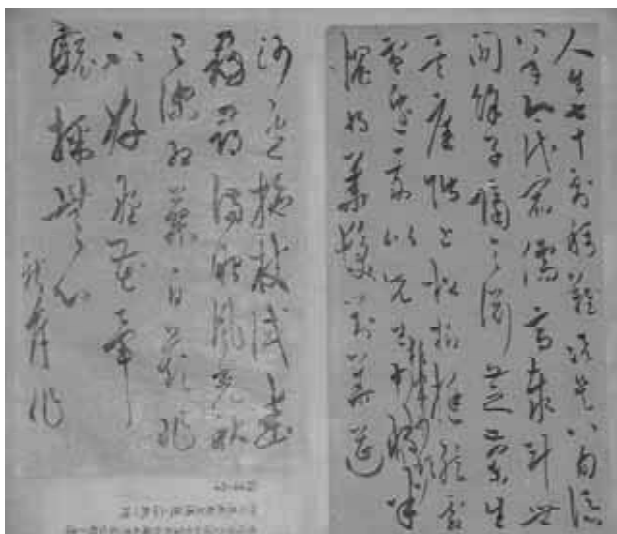
とまなく秋の貢定めたまふ時ならずしてハ此くにくた  
り給ふ事あらねハあまたの年月あつきめくみをかうふり  
しものうみの父母を思ふかことく恋したへハこたひ元榮  
思ひはかりて銅をのへたる表に父翁みつからかかせ玉へ  
る交名と諱とをゑりうらにハ預りところの村名をこと  
／＼くゑりて此塚に埋み上に碑をたてて誕生塚とハ名付  
ぬこハ父翁此所をあつかかりしらせをりの事を今より後  
千年のすゑまでもおもひわすれさせしまた諸人のこころ  
をもやすからしめ誕生のまもりともなりなましとてなり  
けりこのくたりの事しるしもてるハおほむたからの為の  
みにもあらず後の世に此所預りたまはむ人吾父翁のつと  
められし志をつきたまひてをしへさとすわさをこころと  
しさるかたに身をゆたね玉ひねかかしと思ひきこゆるによ  
ろつよき道によりてなりけり

まことあるをしへやひろくみちのくのたみくさなひく  
そとのほまかせ

文化二年己卯二月

【第三十四号所収 影印】

此小紙片者大窪詩仏習字余紙也詩仏故家  
常陸国大久保村大窪氏所蔵也其家亡 多遺

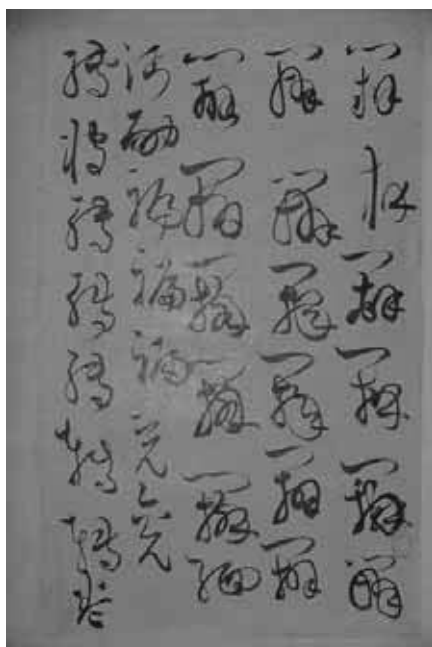


物失其所在余偶獲三四紙以贈  
鐘夢居士

【第三十七号所収 翻印】

美婦人品評会開会の趣意

夫れ千里の駿馬ありと雖へ共若し伯樂の市に顧ミるなく  
んは焉んぞ十倍の価を増さんや夫れ連城の美玉ありと雖  
へ共若し抃和の楚に在るなくんハ焉んぞ連城の光を発せ  
んや唯農家の馬と伍して役々たる而已唯礫中の砂と混し  
て碌々たる而已吾人今や伯樂となり抃和となり以て一府  
八県的美婦人を社会に表彰せんと欲す若し彼等の美は嬋



妍花の如きも若し彼等の麗ハ窈窕玉の如きも表彰することなく披露することなく空しく野外に埋没し終らんにハ鬼薊の内に在る蘭藪枯の内に在る董何んそ都門縉紳の一顧を得んや故に吾人茲に美婦人品評会を開設し以て埋没しつある美花麗蕾をして弘く社会に知らしめんとするの挙ある所以なり乞ふ一府八県的美婦人よ来り其美を戦し其麗を争そへよ其婢妍たる美貌其窈窕たる麗顔をして周く公衆の拍掌をなさしめよ且つ今や方さに博覧会開設せられ東西より南北より良を摘ミ美を抜き珍奇美妙の品緻密華麗の器賞す可き者驚く可き者陸続募集して一場の裡に星坐碁列し以て博く内外人の参観に供す夫れ博覧会ハ人造の佳品を羅列し品評会ハ天工の美人を聚集す是れ豈偶然ならんや吾人甚だ感ずる所あれハなり抑も此挙たる我邦古来未だ曾て企図したる者あらずと雖へ共米欧諸国に於ては大に流行せり蓋し政治殺伐の世之を調和し法律乾燥の時之を潤沢し美婦人一片の微笑一顧の斜睨天下を動かす者夫れ是れ歟乞ふ来て歓笑の内愉快娯楽を納めよ

加之吾人が此挙を企つる慈善の一助たらしめんと欲するに在り夫れ慈善救済の事たる敢て茲に喋々を要せず吾人

が博愛仁恵必ず為さざる可らざるの義務なり俚諺子曰く泰山は土壤を譲らず河海は細流を挾はずと吾人微薄の力を以て能く為し能ふ所に非ず故に茲に本会を開設して広く慈仁なる諸君の恵を得て吾人の素志を貫徹せんと欲す嗚呼博愛なる君子淑女よ希くは一滴の涙を灑ぎ一握の粟を投せよ吾人之を集めて以て涸涸漲ぎるの巨海大洋たらしめ崔嵬聳ゆるの高山雲峰たらしめ赤貧路頭に立つの孤児を養育するの資に充てんとす世人幸に吾人が志を貫かしめよ蓋し一塊の土壤壘積して万丈の雲峯をなし一滴の水涸涸して千尋の深淵をなす豈絶快奮起す可きの企挙ならずや

#### 美婦人品評会規則

第一條 本会は美婦人を集めて一には之を社会に表彰し

一にハ之に依て慈善市を開くを以て目的とす

第二條 本会の募集する美婦人は東京神奈川埼玉千葉茨

城群馬栃木静岡岡山梨の一府八県を以て範圍とす

第三條 本会に列せんことを望む婦人は写真(半身写)

に住所氏名年齢を詳記し四月三十日迄に本会事務所へ送致す可し

第四條 集まりたる写真に就き五月二日本会審査員九名立会

評議の上廿名を選定し五月八日迄に着京せしむ

但し上京を命じたる二十名の婦人には本会より相当の旅費手当を支給す

第五條 着京したる二十名的美婦人を上野広小路上広亭

に集め五月十、十一の両日慈善市を開き一八

參觀人に品評(但し一人一葉の品評用紙を渡す)

を仰ぎ一は其売上高を感化院及育児院へ寄贈す

る者なり

第六條 參觀人に仰ぎたる品評に就き本会審査員の審査

を遂げ三名を選抜し左の褒美を贈興す

甲 七十円 乙 五十円 丙 三十円

第七條 前條三名を除き十七名の婦人へは相当の報酬を

なすへし

東京市本郷区金助町廿一番地

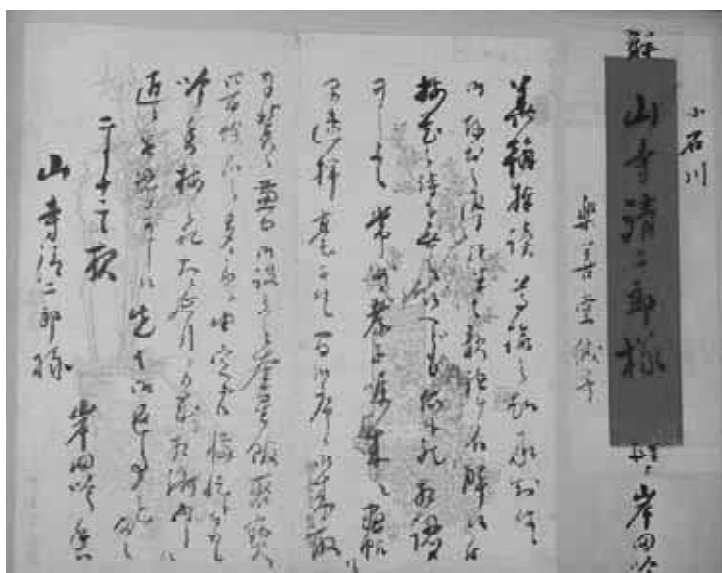
明治廿三年四月 美婦人品評会事務所

幹 事

【第四十号所収 影印】  
武開堂広告



【第四十一号 影印】  
山寺清二郎宛岸田吟香書簡



【第四十一号所収 影印】  
錦絵 見立六歌仙







【第四十五号所収 影印】  
守田宝丹引札



【付記】

稿を成すにあたり、浅岡邦雄氏、梶山雅史氏、木村八重子氏のお世話になりました。記して深謝いたします。